

～有料職業紹介事業者用チェックリスト～

該当する方に○をつけて下さい。

1 性別による取扱い

①年齢、性別によって求職登録を断ることがある	はい	いいえ
②求人者から「女性に限る」「男性に限る」という性別の注文があり、応じている	はい	いいえ

2 年齢制限による取扱い

①求人受理の際には、年齢を条件としないよう働きかけをしている	はい	いいえ
②年齢制限のある求人の申込を受ける場合、理由が法令に違反していないかを確認している	はい	いいえ
③法令に基づく年齢制限のある求人を受理した場合、求人票等に年齢制限の理由を記載している	はい	いいえ
④上記③の場合、求職者に対して、年齢制限の理由を書面又は電子メール等で提示している	はい	いいえ

3 労働条件の明示

①求職者への労働条件等の明示は、口答ではなく、書面の交付又は電子メールにて通知している	はい	いいえ
---	----	-----

4 個人情報の取扱い

①個人情報を取扱う者の範囲を限定し、明確にしている	はい	いいえ
②個人情報を取扱う者以外が取扱えないような措置を講じている	はい	いいえ
③求職登録票（エントリーシート）に、既婚・未婚、家族構成、血液型等の個人情報を確認する項目がある	はい	いいえ

5 取扱職種

①求人の業務内容に港湾運送業務、建設業務が含まれていないことを確認している	はい	いいえ
②労働局に届出をしている取扱職種等において、求人・求職の申込みを断ったことがある	はい	いいえ
③労働局に届出をしていない取扱職種等において、求人・求職を受けたことがある	はい	いいえ

6 手数料

①上限制手数料若しくは届出制手数料を超えた手数料を求人者や求職者から受けたことがある	はい	いいえ
②求職者の賃金を求人者に代って間接的に支払っている	はい	いいえ
③芸能家・家政婦（夫）・配せん人・調理士・モデル・マネキン以外の求職者から受付手数料を徴収している	はい	いいえ
④上記③において、1か月に3回を超えて同じ求職者から求職受付手数料を徴収している	はい	いいえ

①求人管理簿を備え付け、求人申込みの都度、記載している	はい	いいえ
②求職管理簿を備え付け、求職申込の都度、記載している	はい	いいえ
③手数料管理簿を備え付け、手数料領収の都度、記載している	はい	いいえ

8 職業紹介責任者

①職業紹介責任者講習を5年に1回受講している	はい	いいえ
②職業紹介に従事する者50人当たり1名以上選任している	はい	いいえ
③求人者・求職者からの苦情があった場合、苦情の内容や対応経過等を記録している	はい	いいえ

9 変更届

①事業主・事業所住所を変更したが、労働局にまだ届出していない	はい	いいえ
②代表者・役員に変更（住所変更のみの場合を含む）があるが、労働局にまだ届出していない	はい	いいえ
③職業紹介責任者に変更（住所変更のみの場合を含む）があるが、労働局にまだ届出していない	はい	いいえ
④取扱職種・取扱地域に変更があるが、労働局にまだ届出していない	はい	いいえ
⑤職業紹介（求人求職の受理やあっせん行為）をしている支店や営業所等について届出をしていない	はい	いいえ
⑥手数料表を変更する予定があるが、労働局にまだ届出していない	はい	いいえ

10 その他

①業務運営に関する規程及び手数料表を利用者にわかりやすく、閲覧の便利なところに掲示している	はい	いいえ
②求人者・求職者の求めに応じ、すぐ許可証を提示できるようにしている	はい	いいえ
③職業紹介事業報告書は、毎年4月中に、前年度内容分（4月～3月）を事業所毎に、労働局に対し報告をしている	はい	いいえ

有料職業紹介事業者用チェックリスト～解答編～

1 性別による取扱い

- ①年齢、性別によって求職登録を断ることはできません。
- ②求人者からの性別の注文に応じることはできません。

はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ

○職業安定法第3条 ○男女雇用機会均等法第5条

2 年齢制限による取扱い

- ①、②、③、④共通

雇用対策法が改正され、事業主は労働者の募集及び採用について、年齢に関わりなく均等な機会を与えなければならないこととされ、年齢制限の禁止が義務化されました。年齢制限を行うやむを得ない理由の提示を受けた職業紹介事業者は、当該理由を求職者に対して適切に提示すべきことに加え、職務の内容、必要とされる適正、能力、経験、技能の程度などをできる限り明示することが必要です。

<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ

○雇用対策法第10条 ○雇用対策法施行規則第1条の3

○高齢者等の雇用の安定等に関する法律第18条の2 ○高齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則第6条の5

3 労働条件の明示

- ①求職者への労働条件等の明示は、書面または電子メールでなくてはなりません。口答やFAXによる明示は認められません。なお、電子メールでの明示は、本人が希望する場合に限られます。

<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
-------------------------------------	-----

○職業安定法5条の3第1項 ○職業安定法施行規則第4条の2

4 個人情報の取扱い

- ①個人情報を取扱う者の範囲を限定し、明確にする必要があります。
- ②個人情報を取扱う者以外が取扱えないような措置を講じなければなりません。
- ③業務の目的の範囲内で求職者等の個人情報を収集しなくてはなりません。

<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ

○職業安定法第5条の4 ○職業安定法指針(平成11年労働省告示第141号(抄))

5 取扱職種

- ①港湾運送業務、建設業務に紹介をすることはできません。

○職業安定法第32条の11 ○職業安定法施行規則第24条の3

- ②届出をしている取扱職種等については、求人・求職の申込みを断ることはできません。

○職業安定法第5条の5 ○職業安定法第5条の6

<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ

- ③労働局に届出をしている職業以外を取り扱うことはできません。

○職業安定法第32条の12 ○職業安定法施行規則第24条の4

6 手数料

- ①上限制手数料若しくは届出制手数料を超えた手数料を求人者や求職者から受けてはいけません。

○職業安定法第32条の3

- ②求職者への賃金は、求人者から直接支払わなければなりません。

○労働基準法第24条

- ③芸能家・家政婦(夫)・配せん人・調理士・モデル・マネキン以外の求職者から手数料を徴収することはできません。

○職業安定法施行規則附則第3項

はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ

- ④同じ求職者から徴収できる求職受付手数料は、月に3件までです。

○職業安定法施行規則附則第3項

7 帳簿

- ①、②、③法令で作成・管理が定められた帳簿は、求人・求職管理簿、手数料管理簿です。なお、保存年限は、完結後2年間です。

<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ

○職業安定法第32条の15 ○職業安定法施行規則第24条の7第1項

8 職業紹介責任者

- ①職業紹介責任者講習を5年に1回は必ず受講しなければなりません。

- ②職業紹介に従事する者50人当たり1名以上選任しなければなりません。

- ③求人者・求職者からの苦情があった場合、苦情の内容や対応経過等を記録しなければなりません。

○職業安定法第32条の14 ○職業安定法施行規則第24条の6

<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ

9 変更届

- ①、②事業主名称・住所、代表者・役員、事業所名称・住所に変更があった場合は、変更後10日以内に変更届を提出して下さい。

- ③職業紹介責任者に変更があった場合は、変更後30日以内に変更届を提出して下さい。

- ④取扱職種及び地域に変更があった場合は、変更後10日以内に変更届を提出して下さい。

- ⑤事業所を新設した場合は、新設後10日以内に変更届を提出して下さい。(資産要件有り)

- ⑥届出制手数料を変更する場合は、事前に申請が必要となります。

はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ

○職業安定法第32条の7及び12 ○職業安定法施行規則第23条及び24条

10 その他

- ①業務運営に関する規程及び手数料表は利用者にわかりやすく、閲覧の便利なところに掲示が必要です。

- ②求人者・求職者の求めに応じ、すぐ許可証を提示しなければなりません。

- ③職業紹介事業報告は、事業所ごとに毎年4月30日までの報告が義務づけられています。

○職業安定法第32条の4第2項 ○職業安定法第32条の13 ○職業安定法第32条の16

<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ
<input checked="" type="radio"/> はい	いいえ